

令和2年4月28日

認定こども園  
保育園  
地域型保育事業

保護者各位

千葉市こども未来局  
こども未来部幼保運営課長

「保育園等における利用自粛要請期間の延長等について」に係る  
一時預かりの取扱いについて

日頃より、本市保育行政にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「保育園等における利用自粛要請期間の延長等について」（令和2年4月28日 幼保運営課長通知）を通知したところですが、一時預かりの取扱いについては、以下のとおりとしますので、お知らせいたします。

### 1 一時預かりの利用について

令和2年2月28日及び3月2日付け幼保運営課長通知のとおり、当面の間、不定期利用は原則利用を停止、定期利用は登園自粛をお願いします。なお、取扱いを変更する場合は、別途通知します。

### 2 一時預かりの利用料について

- ・ 5月以降の定期利用に係る保育料の減免については、追って通知します。
- ・ 定期利用に係る保育料の返還手続き等については、各園でのご対応をお願いしております。なお、返還を受ける際は、受領書等の発行をお願いします。

### 3 その他

- ・ お仕事等でお子さんを預ける際は、お子さんの健康状態の把握に努め、体調不良の際にはご利用をお控えください。
- ・ 本通知は、市ホームページにも掲載しています。

[参考] 新型コロナウイルス感染予防に係る保育園等の対応について

<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/covid19-hoiku.html>

(問合せ先) 幼保運営課 助成第1班 043-245-5729